

令和2年6月9日

## 地域活動における 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

社会福祉法人 港区社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の拡大により、今回初めて感染症予防を踏まえたガイドラインを、地域活動主催者向けに作成しました。これからの地域活動の運営は、長期的に新型コロナウイルスと付き合いながら活動をしていく「ウィズコロナ」対策が必要になります。

地域活動を再開するにあたり、気を付けていただきたいことをこのガイドラインにまとめましたので、参考にしてください。

### 濃厚接触者の定義とは

※国立感染症研究所感染症疫学センターから出されている定義（令和2年4月20日以降）

① 新型コロナウイルス感染症感染者と接触した日のはじまりを

「発症した日」→ 「発症した日の2日前」

② 濃厚接触と判断する目安を

「2メートル以内の接触」→ 「1メートル以内かつ15分以上の接触」があった場合



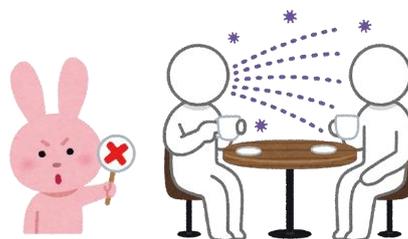
出典: 新型コロナウイルス感染症に関する専門家有志の会

## 💡 事前準備・確認

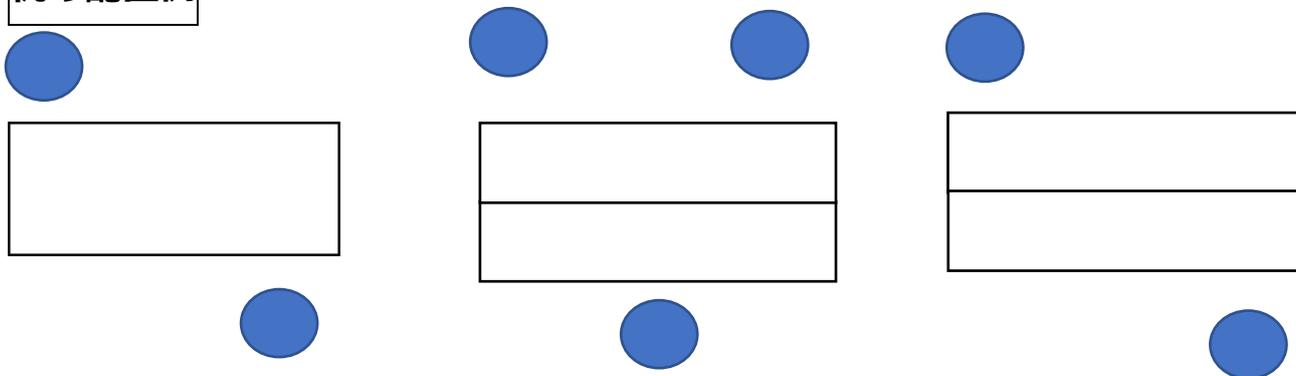
- ① 区有施設を利用する場合は、施設の再開の手引きを確認し、対応すること。
- ② 利用施設の収容人数が変更されているので（おおむね定員の **50%以下**）、参加者人数が多い場合はグループに分けて隔月で実施するなど調整する。
- ③ 再開後しばらくは**開催時間を短く**するなど、状況を見ながら徐々に長くしていく。
- ④ **3密にならないよう、机やいすの配置を検討する。**

### 部屋を広く使い、スペースを開ける。

- ・換気の悪い密閉空間
- ・多数が集まる密集場所を避ける
- ・間近で会話が発生する密接場面



### 机の配置例



- ⑤ 参加予定者には、事前に健康状態の把握として、**検温**をしてもらい、以下の状態の場合は、参加を遠慮してもらおう。

- ・37.5度以上の発熱があった場合
- ・息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
- ・軽度であっても咳・咽頭痛など症状がある場合



- ⑥ 参加者には、マスクを着用しての参加を徹底してもらおう。
- ⑦参加人数によっては、会場の人数制限もあり、参加できないこともあることを伝えておく。
- ⑧ 飲み物は一人一本ずつ用意し、お菓子を出す場合は個包装のものを用意する。
- ⑨ ゴミは各自持ち帰るか、大きめの袋に入れてもらう。なるべく他人のゴミに触らないように気をつける。
- ⑩ 広い会場の場合、大きな声を出す必要が無いように、マイクやホワイトボードなどを用意する。
- ⑪ 当面外部講師は依頼せず、小規模で行えるようにプログラムを設定する。



## ☆当日

- ① 参加者のマスクを着用や、咳エチケットの協力を呼びかけ、体調の確認をする。

- ② 名簿（名前、連絡先、住所）を残しておく⇒

記入する際は、各自書くのではなく、受付担当を一人置く。

※既に連絡先を把握している場合は、名前を控えるのみでも可。

※場合によってはいきいきプラザ等で、名簿の提出を求められることもあります。貸出施設のルールに従って活動をしてください。



- ③ 人との間隔は2m（最低1m）あける。

- ④ こまめに換気をする（1時間に1回は換気をする）。

- ⑤ 会話をする際は、可能な限り正面を避ける。

- ⑥ 到着後に手洗い（出来ない場合はアルコール除菌）をしてもらう。

- ⑦活動内容について

- ・歌や体操など、呼気が激しくなる活動は控える。
- ・直接、手と手が触れ合うなど、身体接触がある活動などは控える。



⑧ 水分補給の声かけをする（熱中症に気をつける）。



⑨ 食べ物を食べる際は、手洗いをし、会話を控える。

⑩ プログラムの途中で、必要な場合は消毒をしたり、ソーシャルディスタンスの確認を促したりする。強制的な言い方ではなく、「両手を広げて、距離を取りましょう！」など、ソーシャルディスタンスを確認するための言葉がけをするなどして、感染症予防のために、楽しく気をつけることが出来る雰囲気づくりを心がける。

## ☆ 終了後

① 活動終了後、一斉に参加者が帰ると接触度合いが高まるので、少し時間をずらすなど、工夫をして声かけを行う。



② 帰宅後は手洗いを徹底するように声をかける。

③ 貸出施設の返却をする際は、各施設のルールに従う（使用後の消毒等）。

④ 名簿を保管しておく（おおよそ3か月程度）。



【問い合わせ先】

社会福祉法人 港区社会福祉協議会 地域福祉係

電話 03-6230-0281 FAX 03-6230-0285